

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

- 1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。
- 2 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）。
 - (2) 当館への日帰り往復が困難な遠隔地にお住まいの方
 - (3) このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。
- 3 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - (1) 事前に当館まで以下の必要書類を送付又は託送してください。
 - ア 在外選挙人登録申請書原本
 - イ 申請時出頭免除願書原本
 - ウ 旅券身分事項ページ写し
 - エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）
 - (2) (1)の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。
 - (3) ビデオ通話では、Microsoft Teams 又は Cisco Webex を利用します。
 - (4) ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。
 - (4) 以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合
 - イ (2)の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合
 - ウ (3)及び(4)の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合
- 4 今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常2か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

（注）申請時点で3か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。

申請時出頭免除願書

年 月 日

在 _____ 大使／総領事

在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____

私は、下記のとおり、在外選挙人名簿登録申請に当たり、在外公館等への出頭が困難であるため、在外公館等への出頭を免除願いたく、申し出ます。

1 在外公館への出頭が困難な理由

2 同封書類（（１）～（３）は必須。（４）は在留届を３ヶ月以上前に提出している場合は不要。）

- （１）在外選挙人名簿登録申請書（原本）
- （２）申請時出頭免除願書（原本） ※本書類
- （３）旅券等写真付き身分証明書（写し）
- （４）住所確認書類（写し）

3 ビデオ通話希望日時

（１）第一希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（２）第二希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（３）第三希望

月 日 時 分 ～ 時 分

4 希望するウェブ会議システム

Microsoft Teams

Cisco Webex

在外選挙人名簿登録申請書

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

署 名 (必ず自署)	
---------------	--

本 籍	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
-----	--	--	---

住 所 (外国語表記) [必ず記入]	住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) (外国語表記) [希望により記入]
この欄は、在留届の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。	

Name _____ Address _____	Name _____ Address _____
-----------------------------	-----------------------------

[上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。]

住 所 (カタカナ表記)	国	<input type="checkbox"/> 州 <input type="checkbox"/> 省 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/>
-----------------	---	--	--

経由領事官の名称 (申請先)	<input type="checkbox"/> 大 使 <input type="checkbox"/> 総領事 (領事事務所)	左の領事官の管轄区域内 に住所を定めた年月日	年 月 日
-------------------	---	---------------------------	-------

最終住所地から 転出した年月日 (外国への出国日等)	年 月 日	左の転出に係る住民基本 台帳法上の届出 (市町村へ の住民票の転出届)	<input type="checkbox"/> 行った
----------------------------------	-------	---	------------------------------

日本で住民票に 記載されていた 最 終 住 所	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
-------------------------------	--	--	---

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。

_____年 月 日

都道 市区
府県 町村 選挙管理委員会委員長 あて

連絡先	電話番号(※)	FAX番号(※)	メールアドレス
-----	---------	----------	---------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「性別」欄は、いずれかの該当する□に✓をつけてください。
- 4 「住所（外国語表記）」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「住所（カタカナ表記）」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□に✓をつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 7 申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。
- 8 「経由領事館の名称（申請先）」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□に✓をつけてください。また、領事事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。
- 9 「最終住所地から転出した年月日（外国への出国日等）」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期（何年何月頃）を書いてください。
- 10 「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出（転出届）を行った場合は、□に✓をつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外選挙人名簿に登録されないことがありますのでご注意ください。
- 11 「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成6年（1994年）5月1日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成6年4月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。
- 12 申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。
 - (1) 平成6年5月1日以降に転出された方 最終住所地の選挙管理委員会委員長
 - (2) 平成6年4月30日以前に転出された方 本籍地の選挙管理委員会委員長

特記事項